

(1) 採用活動支援助成金

補助事業等名称	採用活動支援助成金
補助事業等の対象となる要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣言企業及び推進企業を対象とする。 ・ 主に新規学卒者や地方就職希望者（UIJターン等）等を対象にした正社員の求人にかかる取組を対象とする。
補助事業等の対象となる経費	<p>(1) 就職・転職情報サイト（主に新規学卒者や地方就職希望者を対象に企業情報や採用情報の提供を目的として開設されたウェブサイトをいう。）での正社員求人情報の掲載料</p> <p>(2) 求人を周知させるためにかかる広報物の作成に係る費用</p> <p>(3) 合同企業説明会等の出展料</p>
補助金等の率	上記経費の50%以内（1,000円未満は切り捨て）
補助金等の金額	上限200,000円
その他の事項	<p>1 正社員とは、労働契約の期限の定めがない、所定労働時間がフルタイムかつ直接雇用であるなど推進企業が正社員と位置付けている者をいう。</p> <p>2 適用期間は実施年度とする。</p> <p>3 市税の滞納がないこと。</p>

○採用活動支援助成金(書類関係)

関係条項	内容
第4条（交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>利用する経費（(1)～(3)）についての計画・費用等の詳細が分かる資料</p>
第8条（変更、中止又は廃止）	<p>（添付書類）</p> <p>変更の内容が分かる書類</p> <p>（指定期日）</p> <p>変更が生じた日から10日以内</p>
第9条（交付決定額の変更）	<p>（添付書類）</p> <p>変更の内容が分かる書類</p> <p>（指定期日）</p> <p>変更が生じた日から10日以内</p>
第11条（実績報告）	（添付書類）

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用した経費での実施内容の詳細が分かる資料 ・経費の支払が確認できる書類（請求書、領収書等）
	（指定期日） 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条（請求）	（添付書類） 市税に係る滞納がないことの証明書

(2) キャリアアップ助成金

補助事業等名称	キャリアアップ助成金
補助事業等の対象となる要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言企業及び推進企業を対象とする。 ・リスクリング等の能力開発といった労働者の資質向上のためのセミナー参加又は推進企業によるセミナー開催 ・異文化理解・多文化共生又は外国人労働者の雇用の推進を目的とした研修またはセミナーの参加
補助事業等の対象となる経費	セミナー等への参加費（受講料）
補助金等の率	上記経費の50%以内の額（1,000円未満切り捨て）
補助金等の金額	上限200,000円
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用期間は実施年度とする。 2 補助金の対象となる研修会及びセミナーの参加回数は、2回までとする。 2 市税の滞納がないこと。

○キャリアアップ助成金(書類関係)

関係条項	内容
第4条（交付申請）	（添付書類） セミナー参加に係る資料等の内容・費用等の詳細が分かる資料
第8条（変更、中止又は廃止）	（添付書類） 変更の内容が分かる書類 （指定期日） 変更が生じた日から10日以内
第9条（交付決定額の	（添付書類）

変更)	変更の内容が分かる書類 (指定期日) 変更が生じた日から10日以内
第11条 (実績報告)	(添付書類) ・実施した内容の詳細が分かる資料 ・経費の支払が確認できる書類 (請求書、領収書等) (指定期日) 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条 (請求)	(添付書類) 市税に係る滞納がないことの証明書

(3) 外国人環境整備助成金

補助事業等名称	外国人環境整備助成金
補助事業等の対象となる要件	・宣言企業及び推進企業を対象とする。ただし、外国人雇用が決定又は1名以上雇用している場合に限る。
補助事業等の対象となる経費	(1) 外国人労働者の日本語学習支援・教育力向上事業 日本語学習セミナー・教室の参加費用等 (2) 翻訳・コミュニケーション支援事業 就業規則・マニュアル等の翻訳費、通訳者等への謝礼等 (3) 外国人労働者に必要な備品・施設整備事業 翻訳機器導入、社内標識類の設置・改修費等
補助金等の率	上記経費の50%以内の額 (1,000円未満切り捨て)
補助金等の金額	上限200,000円
その他の事項	1 適用期間は実施年度とする。 2 補助金は、対象となる経費に掲げる (1) から (3) のいずれか1項目とし、1回限りとする。 3 市税の滞納がないこと。

○外国人環境整備助成金(書類関係)

関係条項	内容
第4条 (交付申請)	(添付書類) 外国人雇用のわかる書類、各事業についての計画・費用等の詳細がわかる資料
第8条 (変更、中止又	(添付書類)

は廃止)	変更の内容が分かる書類
	(指定期日) 変更が生じた日から10日以内
第9条(交付決定額の変更)	(添付書類) 変更の内容が分かる書類
	(指定期日) 変更が生じた日から10日以内
第11条(実績報告)	(添付書類) ・実施した内容の詳細が分かる資料 ・経費の支払が確認できる書類(請求書、領収書等)
	(指定期日) 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条(請求)	(添付書類) 市税に係る滞納がないことの証明書